

観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立

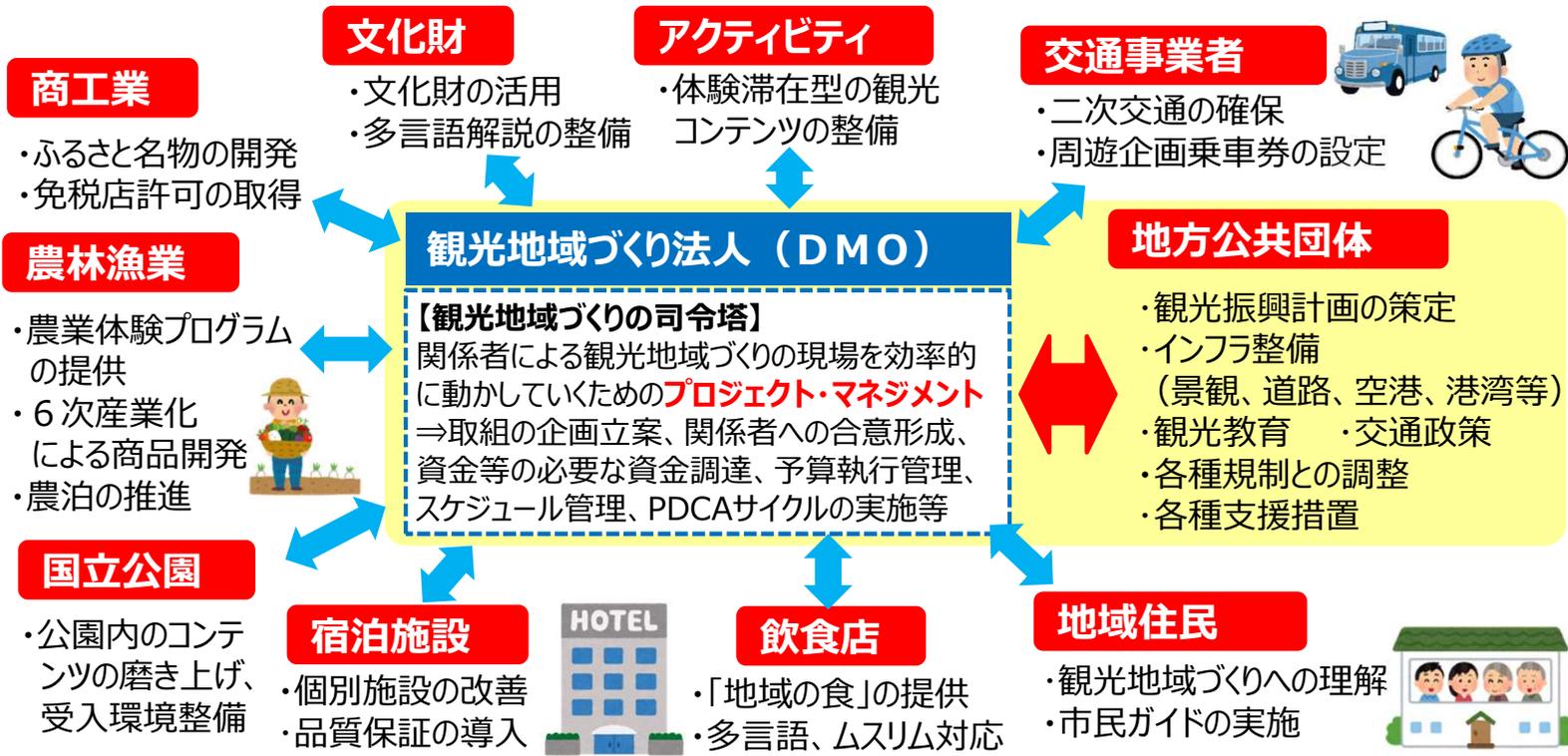
観光地域づくり法人 (DMO)

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

DMO : Destination Management/Marketing Organization

地域の関係者を巻き込んだ体制の構築

観光地域づくり法人(DMO)を中心とし、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



- ターゲティング等の戦略策定
- 観光コンテンツの造成
- 受入環境の整備

地方誘客・旅行消費拡大

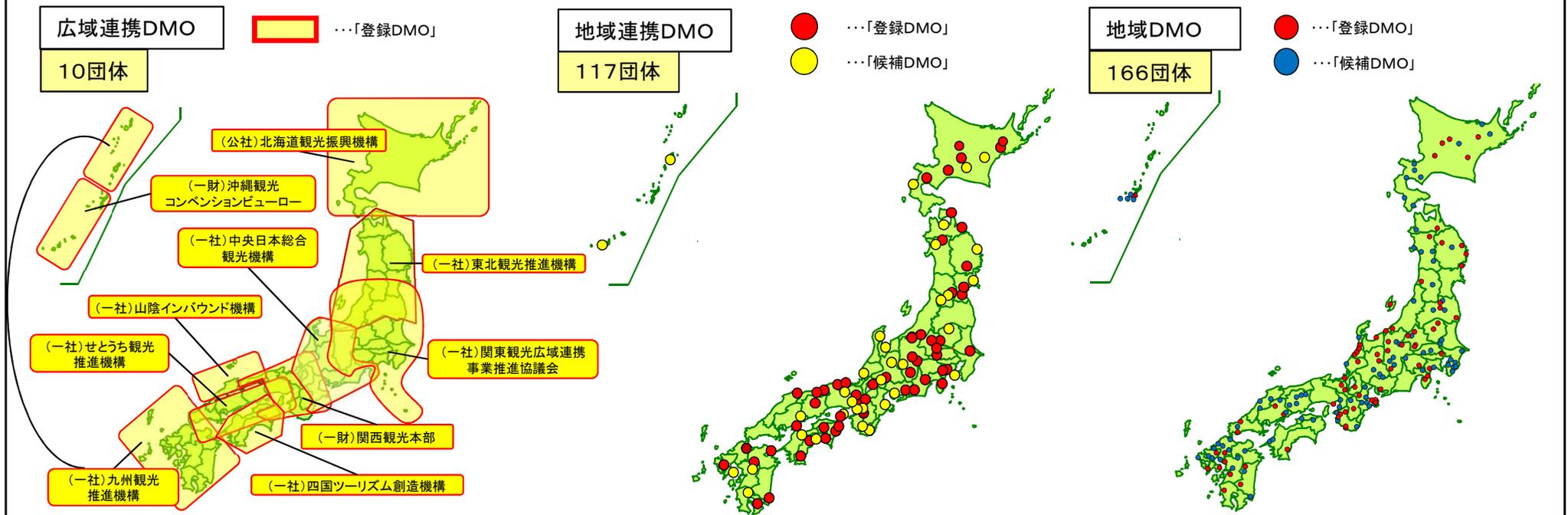
「観光地域づくり法人(DMO)登録制度」

「観光地域づくり法人(DMO)」登録の5要件

- (1) 「DMO」を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- (2) データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- (3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションの実施
- (4) 法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析等の専門人材の確保
- (5) 安定的な運営資金の確保

すでに該当している = 「登録DMO (登録観光地域づくり法人)」
今後該当する予定 = 「候補DMO (観光地域づくり候補法人)」

「DMO登録制度」として293団体(※)が登録(R2.10.16時点)



※「登録DMO」登録数：174団体、「候補DMO」登録数：119団体

観光地域づくり法人（DMO）登録の5要件

(1) 観光地域づくり法人(DMO)を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成 いずれか1項目

観光地域づくり法人の意思決定に関与できる立場で行政や幅広い分野の関係団体の代表者が参画

観光地域づくり法人内に行政や関係団体をメンバーとする委員会等を設置

(2) データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立 全項目必須

各種データ等の継続的な収集・分析

データに基づく明確なコンセプトを持った戦略の策定

KPIの設定・PDCAサイクルの確立
※ 観光消費額、延べ宿泊者数、満足度、リピーター率の4項目は必須。

(3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション 全項目必須

地域社会とのコミュニケーション・地域の観光関連事業者への業務支援を通じた多様な関係者との戦略の共有
(例)観光地域づくりに関する定期ミーティングの開催等

地域が観光客に提供するサービスを、維持・向上・評価する仕組みや体制の構築
(例)地域の「食」を提供する仕組み等

地域一体となった戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション
(例)ワンストップ窓口の設置、ターゲット別のプロモーション方針の作成等

(4) DMOの組織 全項目必須

法人格の取得

意思決定の仕組みの構築
(責任を負う者の明確化)

データ収集・分析等の専門人材がDMO専従で最低一名存在

財務責任者の設置

(5) 安定的な運営資金の確保

自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金の確保の見通し
(例)収益事業(物販、着地型旅行商品の造成・販売等)、特定財源(法定外目的税、分担金)、行政からの補助金・委託事業等

手引き・登録要領の公表

観光庁

- 観光庁HPにおいて
- ・観光地域づくり法人(DMO)形成・確立に係る **手引き**
 - ・登録制度に関するガイドライン 等を公表

相談

DMO形成・確立に係る相談窓口

- ・ **地域における相談窓口**
 - > 各地方運輸局の観光地域振興課
 - ※沖縄県は沖縄総合事務局運輸部企画室
- ・ **観光庁における相談窓口**
 - > 観光地域振興部観光地域づくり法人支援室

作成

DMO形成・確立計画の作成

地域

DMO機能を担おうとする法人が、DMO形成に関する計画を作成し、**地方公共団体と連名で作成**

申請

観光庁による登録

観光庁

まずは**候補DMOとして登録**

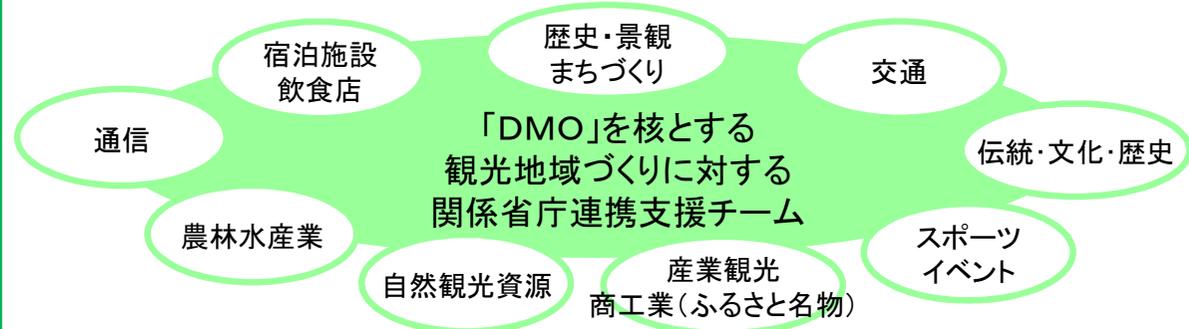
登録DMO登録要件が全て充足されていることを確認

- ・事業報告書の提出、形成・確立計画の更新 等

登録DMOとして改めて登録

関係省庁の施策の重点投下

関係省庁をあげて、横の連携を強化し、地域の取組を強力に支援



- 関係省庁の支援の重点実施
- 地域からの相談へのワンストップ対応
- 支援メニュー集の策定
- 現場における課題やニーズの共有 等

DMOとしての活動の実施

地域

- ・DMOを核とした観光地域づくりの取組の実施
- ・KPIの設定・PDCAサイクル導入による自己評価 等
- ※少なくとも年1回実施し、結果を観光庁に報告



観光庁HPで公表
登録法人は